

## 出張業務（休止・再開・廃止）届書について

- 1 出張業務を休止・再開・廃止したときは、10日以内に、保健所長宛に届書を2部提出してください。

2部提出された届書は、1部は保健所への届出、1部を控えとして本人にお渡しします。（来歴を記録するものとして、大切に保管してください。）

- 2 <添付書類>

- ◇ 休止：添付書類なし
- ◇ 再開：添付書類なし
- ◇ 廃止：添付書類なし

開設者による届出でない時は、追加提出書類をお願いすることがあります。

### ※◇「遅延理由書」

休止・再開・廃止後10日以上経過しているときは、「遅延理由書」も2部、提出してください。

施術者出張業務（休止・再開・廃止）届出

令和 年 月 日

(あて先)

姫路市保健所長

〒

施術者住所 \_\_\_\_\_

施術者氏名 \_\_\_\_\_

TEL (        )        -

FAX (        )        -

次のとおり出張業務を（休止・再開・廃止）するので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3に基づき届出します。

1 休止・再開・廃止の理由 (該当項目を○で囲む)	(休止 ・ 再開 ・ 廃止) 理由
2 休止の予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3 再開年月日	令和 年 月 日
4 廃止年月日	令和 年 月 日

注) 出張業務を休止・廃止・再開した時は、この届出を保健所あて提出すること。

(提出用と控えの2部提出すること。)